

平成26年度市町村に対する県の関与の見直しに関する調査における改善要望及び県回答

地方分権を推進する観点から、県の市町村に対する関与や市町村の事務負担等について毎年度定期的に調査し、改善を行うものです。

- 調査時期 平成26年10月～11月
- 調査対象 全市町村
- 改善要望提出数 13件(うち要回答11件)

【知事直轄関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
1	<p>IC旅券交付窓口端末機の入替契約事務の一括化</p> <p><問題点> 県から権限移譲を受けている旅券発給事務に関して、IC旅券交付窓口端末機の入替に伴う事務手続き(契約等)については、専門的で馴染みのない機器を扱うため、仕様書作成等において負担を感じている。また、入替に伴う費用についても、県からの事務処理特例交付金で賄うことができてはいるが、各市町村がそれぞれ契約することで全体の費用が嵩んでしまっているのではないかと懸念している。</p> <p><要望等> IC旅券交付窓口端末機の入替にあたっては、県旅券室が各市町村分の機器を一括して調達し、各市町村に配布することとしていただきたい。これにより、市町村における事務負担が軽減されるとともに、県・市町村ともに厳しい財政状況である中、各市町村がそれぞれ入替をするよりもスケールメリットにより、安く入替をすることが可能になると思われる。なお、費用については、各市町村が自己に配布された分を負担すればよいと考える。</p>	<p>国際課旅券室 連絡先:029-226-5023</p> <p>IC旅券交付窓口端末機については、権限移譲が平成20年6月から平成22年10月までの間、7回にわたり行われ、各市町村でそれぞれの窓口の実情に合わせ、契約方法(購入・リース)、利用台数等を決定・調達していただいています。調達の形態や維持管理の手法も市町村により異なっている現況で、県がこれから導入時期・条件を統一し、スケールメリットが出るように全県分を一括して調達するのは難しいと考えています。</p> <p>仮に県が調達する場合がありますが、市町村側でも一斉に現行機器の契約解除や新たに配備された機器の維持管理契約などの事務処理が生じます。</p> <p>これらの問題や全国的にも当該機器の調達は、権限移譲先の市町村で行っている現況を踏まえ、それぞれの実情に応じて契約方法等を選択していただく現行の事務処理方式の継続がふさわしいと考えています。</p> <p>リース契約等の切替時期にあたり、市町村の皆様には初めての契約事務となつてご苦労をおかけいたしますが、県としましては、今後とも端末機に関する外務省からの情報提供や市町村の機器維持管理に関するアドバイス等に努めて参りますのでご理解をいただきたいと存じます。</p>

【生活環境部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
2	<p>県への災害被害報告に係る様式と窓口の一本化</p> <p><問題点> 台風18号の被害報告において、県防災・危機管理課への報告は事前に決まったルールになっているが、県土浦土木事務所から、同じような報告内容のものを台風18号が通過した翌日に早急に求められた。今年の災害は土砂災害が関連したためだとは思いますが、危機管理担当の職員は夜通し対応しており、報告書への対応で翌日も夜間まで帰宅できない状態であった。その中で少しでも不要な事務を軽減したいと考える。</p> <p><要望等> 県防災・危機管理課への報告内容について県の他部局が必要とする情報を網羅したものとするなどして、県への報告様式及び報告窓口の一本化をお願いしたい。</p>	<p>生活環境部防災・危機管理課 連絡先:029-301-2885</p> <p>災害被害の報告については、市町村又は消防本部→県防災・危機管理課→消防庁という報告システムを事前に定めて運用しており、また、県庁内の関係部局間においても、できる限り情報共有に努めております。</p> <p>今回の台風18号の場合、台風が深夜から早朝にかけて接近し、県、市町村とも限られた職員で対応していたことや、土浦土木管内の石岡市やつくば市で特に降水量が多かったことから、被害状況の迅速な把握のため報告要求が重複してしまったものと思われまます。</p> <p>いただいたご要望を踏まえ、当課と関係各課との連携を密にし、重複した報告が軽減されるよう、より一層の情報共有を図ってまいります。</p> <p>なお、当課の報告様式は、消防庁の火災・災害即報要領による様式であり、項目を増やすと迅速な報告が困難になる場合も想定されること、また、報告窓口についても所管する内容が異なっていることから、これまでどおりの取り扱いとさせていただきますことにご理解とご協力をお願いいたします。</p>
3	<p>産業廃棄物の不法投棄事案に係る県からの情報提供</p> <p><問題点> 産業廃棄物の不法投棄事案に関しては、解決に至っていない事案が残されている。市からも情報の提供をしているが、業者等への指導経緯など県からの情報提供がなく、市民からの苦情に対する対応ができない。</p> <p><要望等> 県の対応等の経過報告を情報提供していただきたい。</p>	<p>生活環境部廃棄物対策課 連絡先:029-301-3033</p> <p>市町村との情報共有につきましては、市町村職員の県職員併任発令(全市町村)や各県民センター等管内別に設置されている不法投棄対策連絡協議会の一部会議(不法投棄事案ごとに開催)において対応しているところです。</p> <p>一方で、指導情報等を公開することで、指導に支障が生じることも想定されますことから、ご要望を踏まえ、指導に支障のない範囲で、必要な情報共有を図ってまいります。</p> <p>(参考) 不法投棄対策連絡協議会の主な構成員 ・各市町村(廃棄物担当課) ・各警察署(生活安全課) ・県(農林事務所, 土木事務所, 県民センター環境・保安課(商工部門含む))</p>

【保健福祉部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
4	<p>身体障害者手帳の交付事務における交付時期の取扱いの統一</p> <p><問題点> 身体障害者手帳の交付事務においては、茨城県及び各権限移譲市がそれぞれ独自に障害程度の審査と手帳交付を行っているが、障害程度の審査に用いる基準が政省令により統一化されている一方、手帳交付日の設定時期については、統一的な基準がなく、各交付主体が独自の判断により決定している。 他方で、手帳交付日は、手帳所持を資格要件とする福祉制度における権利得喪の基準日として用いられる。例えば、特別児童扶養手当等各手当制度においては、手帳再交付に伴う程度軽減が生じた場合、当該再交付日が資格喪失の基準日と扱われており、また、本県が実施する医療福祉費支給制度においても、手帳交付日の属する月から支給を受けられることとされている。 それゆえ、同時期に手帳の交付申請を行った者同士であっても、その居住する自治体により受益できるサービスの量に差が生じており、住民間における公平性を著しく損なっている。</p> <p><要望等> 本県内における福祉行政の水平的公平性を確保するため、県内全ての手帳交付主体において交付時期の取り扱いを統一すべきと思われる。 手帳の交付事務が法により本来都道府県知事の権限に属する事務とされていることに鑑み、茨城県が主導的に各権限移譲市に働きかけ、協議の場を設けるよう要望する。</p>	<p>保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3368</p> <p>身体障害者手帳の交付事務に係る事務処理期間につきましては、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」(平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局保健福祉部企画課長通知)によれば、「手帳の申請から交付までに要する標準的な事務処理期間としては、概ね60日以内を想定しており、特に迅速な処理を求められるHIVの認定に関しては、1～2週間程度(「身体障害認定事務の運用について」(平成8年7月17日付け障企第20号)を想定しているところである。」とされています。 県では月3回(受付順に10日毎)審査・処理を行っていますが、各権限移譲市では、月2回の審査・処理が多いようです。 県で受付後、手帳が交付されるまでの標準処理期間は、概ね、新規交付・再交付(程度変更・障害追加)の場合は約1か月、再交付(紛失・毀損)の場合は約1～2週間ですが、審議会案件となった場合は開催月(奇数月)の月末となります。また、診断書の記載内容不備等により追記・訂正等を依頼する場合もあり、個々の申請者の状況により交付時期が異なっているのが現状でございます。 各権限委譲市においても、同様の状況となっておりますので、県が主導して一律に交付時期の取扱いを統一することは難しい状況ですが、社会福祉審議会開催日などの機会を利用し、各権限移譲市の交付時期の取り扱いについて情報交換することは可能と考えておりますので、今後検討してまいります。</p>
5	<p>人工肛門ストマ用装具の支給に係る県事業と市町村事業のすり合わせ</p> <p><問題点> ストマ用装具の給付については、障害者手帳所持者対象の市町村が行う日常生活用具給付事業と、一時的なストマ用装具装着者対象の茨城県が行う人工肛門ストマ用装具支給事業の二つの制度がある。 県のストマ用装具事業も県の要項により、「市町村を経由して行う」とされていることから、市町村は対象者に対して二つの制度の説明を行っているが、それぞれ申請方法、添付書類の提出方法、自己負担額の算定方法(県は所得税で判断、市町村は市町村民税で判断)、自己負担額の割合が異なっている。また、県の制度は、障害者手帳申請中の者も対象者としているため、手帳が発行されるまでのつなぎの補助として申請する者もいる。 そのため、市町村窓口での説明が大変困難で、申請者からは同じ物品の補助を受けるための制度なのに内容が複雑でわからない、面倒だから申請自体を行わないなどと、この制度に対する苦情が頻繁にある。</p> <p><要望等> 同じ物品を給付する事業のため、県制度と市町村制度の申請方法等を合わせ、対象者にわかりやすい制度に変更するとともに、県制度と市町村制度の対象者の振分けを明確にし、県民に対し公平、公正な制度となるよう事務改善を要望する。</p>	<p>保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3363</p> <p>市町村が行う日常生活用具支給事業は障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業であり、障害者手帳を所持する障害者を対象とするものです。一方、県の制度は一時的なストマのために身体障害者手帳の交付を受けられない方(＝日常生活用具給付事業を利用できない)の経済的負担を軽減することを目的とする県独自の事業であり、日常生活用具支給事業とは対象者が異なっております。 それぞれの事業の趣旨や内容についてご理解いただいた上で、現行の制度により取扱いいただきますよう、ご協力をお願い致します。</p> <p>また、県といたしましても、県事業の制度の取扱いについて整理を行った上で、改めて市町村に周知することなどにより、公平・公正な制度の運用に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
6	<p>自立支援医療(精神通院)の支給認定事務に係る市町村への支援</p> <p><問題点> 障害者総合支援法に規定される自立支援医療(精神通院)の支給認定事務については、都道府県が実施主体とされているところ、同法施行令及び施行規則の規定により市町村が申請及び受給者証交付の経由機関として事務を担っている。 茨城県における本制度の受給者数は増加傾向にあり、また本市においても受給者数の増加に伴い多大に事務負担が増加している現状であるが、当該事務を実施するにあたり市町村が負担している事務費や人的コストに対し、実施主体である茨城県による措置は一切図られていない状況である。</p> <p><要望等> 市町村の事務負担増加を防ぐため、効率的な事務実施が可能となるよう、県内市町村との協議の場を設けるよう要望します。また、市町村の事務負担に対しては、補助金交付による財政上の措置等、制度の実施主体としての適切な対処を求めます。</p>	<p>保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3368</p> <p>障害者総合支援法に規定される自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定事務につきましては、同法施行規則により、支給認定の申請を居住地の市町村を経由して行うものとされています。 本制度の受給者数は年々増加傾向にあり、各市町村におかれましては、事務負担が多大に増加しているものと推察いたします。 本制度は実施主体が県となっているものの、内容は障害者総合支援法、同法施行令及び同法施行規則に規定され、支給認定につきましても「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙1「自立支援医療費支給認定通則実施要綱」に規定されており、全国一律の制度となっており、他県におきましても、本県同様各市町村にご協力を賜っている状況です。 各市町村の協力なくしては成し得ない制度であり、これまでどおり、経由事務とさせていただきますことにご理解・ご協力をお願いいたします。 なお、効率的な事務実施が可能となるよう当該事務に関する研修会の開催などにつきまして、検討してまいります。</p>

通番	問題点・要望等	担当課回答
7	<p>特別児童扶養手当返納金の未納者に係る現況調査実施及び督促状送付の市町村経由の廃止</p> <p><問題点> 督促状を市を経由して債務者に送る必要はないのではないか。 受給者本人の一括返納希望の場合は、現況調査(資産や生計の状況)は必要ないのではないか。 差押えの実施もしていない現状で、現況調査は必要ないのではないか。 受給者によっては、現金を用意してくる場合もある。債権者である県が直接債務者とやり取りをすれば回収できる機会はあると思える。</p> <p><要望等> 県に債権のあるものについては、県が現況調査の実施や督促状の送付を行ってほしい。 番号制度も施行されることもあるので、市が関与することはなくなるはずである。</p>	<p>会計事務局会計管理課 連絡先:029-301-4828 保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3368</p> <p>平素は返納金債権の督促・現況調査に御協力いただき、ありがとうございます。</p> <p>過誤払いや不正受給によって生じた特別児童扶養手当返納金債権は、厚生労働省から委任を受けた歳入徴収官茨城県会計管理者が、「国の債権の管理に関する法律」に基づき債権管理をしています。</p> <p>現在、特別児童扶養手当返納金債権に関する督促状の送付及び債務者の現況調査については、県会計管理課から県障害福祉課を通じ、市町村に依頼をしているところです。</p> <p>これは、市町村が特別児童扶養手当の認定等に関する申請等の窓口となっており、過誤払い等となった理由等に関して詳細に把握していることや、債権の回収方針の策定等を適切に行うための現況調査については、債務者の収入及び資産、生計の状況、世帯構成員の状況、未納理由等を調査する必要があり、これらの事項を県単独で調査することは困難であることから、市町村に御協力をお願いしているものです。</p> <p>新規に発生した返納金債権の債務者のうち、納期限までに納付のない者については、歳入徴収官茨城県会計管理者の送付指示により、国の会計センターから直接債務者あてに督促状を二回送付しているところです。</p> <p>「督促状を市を経由して債務者に送る必要はないのではないか」とのお尋ねの件については、督促状を二回送付してもなお納付のない債務者に関しては、住所の異動や生活状況の変化、生活の困窮が想定され、これらの事項を県単独で調査・把握するのは困難なことから、年に一回、現況調査も兼ねて市町村に督促状の送付の御協力をお願いしているものです。</p> <p>また、債務者が一括返納を希望している場合であっても、債務者の住所の異動の有無や生活の実態がある居住地、納付書の送付希望先を把握する必要があります。また、当初債務者が一括返納を希望していても、その後の生活状況の変化等により、予定どおり納付されないことも想定されます。以上の理由により、債務者が一括返納を希望している場合であっても、現況調査を行うようお願いいたします。</p> <p>「差押えの実施もしていない現状で、現況調査は必要ないのではないか」とお尋ねの件についてですが、現況調査により債務者の資力や生活の状況を把握することは、債権管理機関として適切な回収方針(履行延期特約等の緩和的な措置をとるか、差押え等の強制的な措置をとるか)を策定し、回収方策の実施を判断するために必要となります。</p> <p>つきましては、国の債権管理に関する事務手続について御理解をいただき、引き続き債務者に対する督促及び現況調査に御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、特別児童扶養手当返納金債権は、いったん発生してしまうと返納金の納付が困難なケースも多数あることから、債権の発生を未然に防止することが重要です。</p> <p>万が一、過誤払等によって債権が発生してしまった場合には、国に対して返納金を納付する必要があることを債務者に説明し、速やかな納付を促すよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>

通番	問題点・要望等	担当課回答
8	<p>県が実施している肝炎ウイルス検査及び検査費用助成事業の見直し</p> <p><問題点> ①市町村における肝炎ウイルス検診は、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として、肝炎ウイルス検診等実施要領に基づき、満40歳及び41歳以上の未受診者を対象に実施している。 また、全県民が一生に一度は検査を受けることを目標に受診率向上を目指して、茨城県(保健所)においても肝炎ウイルス検査を実施しているが、市町村の対象者と重複した対象者に加え、40歳未満に対しても実施している状況である。 県民にとっては検査機会が増え望ましいが、市町村と県とで情報交換等により連携しているとはいえ、基本的にその後のフォローアップも検査主体が実施することを考慮すると、市町村と県(保健所)とで役割分担がなされておらず、内容が重複していると思われる。このため、今年度、当市で検査を受けた市民のフォローアップについて県(保健所)で実施するか否かについて見解の相違があり、受検者に影響がある事例があった。</p> <p>②検査における陽性者の医療機関受診率向上を図るために、茨城県肝炎ウイルス検診等実施要領「9 陽性者フォローアップ」(年1回の調査票の送付等)において受診状況の確認や電話等による受診の勧奨などを行うことにより、初回精密検査及び定期検査費用についての助成の対象としているが、助成の対象が県、県要領に沿った市町村のフォローアップに限定されており、戸別訪問など調査票の送付などよりも積極的な市町村のフォローアップも調査票の送付を行わないなど県要領に沿っていなければ、助成の対象外となってしまう、重複して県要領に沿ったフォローアップ実施する必要がある。 これは、市町村の独自性を尊重した制度となっておらず、検査やフォローアップを行う点では市町村も保健所も同等であるにも関わらず、検査同様に市町村と県(保健所)との役割分担が明確化されていないため、保健所の検査等を想定し、同様のやり方を市町村にも求めているため、助成制度との間に相違が発生したと思われる。</p> <p><要望等> ○茨城県(保健所)が実施する肝炎ウイルス検査については、39歳以下を対象とするなど市町村との役割分担を明確にすべきである。 ○肝炎ウイルス陽性者の医療機関初回検査費用の助成事業について、フォローアップと助成を分離するとともに、助成事業の抜本的な見直しも含め、検査における陽性者の医療機関受診率向上を図るための県の支援体制の見直しを望む。 ○肝炎ウイルス検査以外にも検査等の実施主体である市町村と保健所との役割分担と助言等を行う際の保健所と保健指導課の役割分担を明確にするとともに、市町村とも同等の立場で意見を交換する場を設けてほしい。</p>	<p>保健福祉部保健予防課 連絡先:029-301-3220</p> <p>○県が行う「肝炎ウイルス検査」は、市町村が行う「肝炎ウイルス検診」とは異なる制度(特定感染症検査等事業)により実施しています。「肝炎ウイルス検査」の対象者については、国の特定感染症検査等事業実施要綱及びウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領において、「健康増進事業の対象者については除く」とされている一方、例外として、「結果的に受けられなかった者等についてはこの限りではない」とされています。これは、原則的には県と市町村の検査対象者を区分し、「肝炎ウイルス検診」の対象者を「肝炎ウイルス検査」の対象者とし、一方、県民の検査受診の機会の確保を図るため、「肝炎ウイルス検診」を受けられなかった者等については「肝炎ウイルス検査」の対象とする趣旨と考えられます。 このことから、当該趣旨等を踏まえこれまでどおり肝炎ウイルス検査を実施してまいりますので御理解をお願いいたします。</p> <p>○初回精密検査費用の助成は、上記特定感染症検査等事業により実施しています。 当該助成については、上記要領において、県又は市町村が行うフォローアップに同意していることが要件の一つとされています。これは、フォローアップと初回精密検査費用の助成を一体的に行うことにより、肝炎ウイルス陽性者を早期治療に繋げウイルス性肝炎患者の重症化予防を図る趣旨と考えられます。 なお、フォローアップの実施については、県は特定感染症検査等事業により、また、市町村は健康増進事業により、それぞれ、肝炎ウイルス検査又は肝炎ウイルス検診の陽性者について医療機関の受診状況の確認等を行うこととされており、助成の要件となるフォローアップについて県のやり方を市町村に求めているものではありません。また、受診状況の確認等の方法については、上記事業において調査票の送付に限られません。 これらのことから、当該趣旨等を踏まえこれまでどおり助成を実施してまいりますので御理解をお願いいたします。</p> <p>○肝炎ウイルス検査及び初回精密検査費用の助成の実施に当たっては、県と市町村の連携が不可欠ですので、今後も意見交換等を図りながら進めて参りますので、御理解・御協力をお願いいたします。</p>

【土木部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
9	<p>被災住宅復興支援事業補助金に係る事務の簡素化</p> <p><問題点> 市の利子補給制度に対する補助金として、震災復興時の財政負担の軽減に寄与している制度であるが、申請や実績報告にあたり、利子補給対象者一人ひとりに対して補助申請額の算定表を作成する必要があるが、市事業費に対する定率補助の国庫補助(社会資本整備総合交付金住宅・建築物安全ストック形成事業)に比べ、求められる事務作業量が多く、震災復興時における業務量増加の要因の一つとなってしまっている。</p> <p><要望等> 今後発生する災害時に、市の利子補給制度に対する補助制度を設ける場合には、市事業費に対する定率補助等、申請や事務作業量が少ない簡素な補助制度としていただくようお願いしたい。</p>	<p>土木部住宅課 連絡先:029-301-4754</p> <p>被災住宅復興支援事業(利子補給)は、東日本大震災により大規模半壊以下の判定を受けた住宅にお住まいの方が銀行などからの借入金により住宅の補修等を行う場合に、利子相当分を補助する事業です。</p> <p>県が主体となり、市町村と協力して運営しております。</p> <p>本事業については、借入金の額や利率が対象者ごとに異なるため、一人ひとりに対して補助額を計算する必要があるほか、補給期間(5年間)は毎年度申請する必要があるため、窓口となる市町村には多くの事務負担をいただいているところです。</p> <p>今後同様の災害が発生した場合は、県民に適切な支援を提供することを第一に、県内の被害状況、復興基金等の財源、他県の状況等の外、実施主体となる市町村の意向もくみ取りながら、制度設計を行いたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。</p>
10	<p>国庫補助事業の交付申請手続きにおける土木事務所経由の見直し</p> <p><問題点> 社会資本整備総合交付金事業等の国庫補助事業における交付申請などの各種手続きに関して、県土木事務所の経由印を必要とする場合が多い。 場合によっては、同日のうちに、土木事務所と本庁に出向かなくてはならない。また、同一の資料を2部作成することになる。</p> <p><要望等> 国庫補助事業における交付申請などの各種手続きについて、手続き先を土木事務所か本庁のいずれかとするよう当該経由事務の見直しをお願いしたい。 なお、平成24年度の本調査において同様の要望があり、土木部企画室において、「市町村の事務の軽減化に向け、経由制度の見直しを含めた対応を検討してまいります」と回答されているが、検討の結果どうなったのか。</p>	<p>土木部企画室 連絡先:029-301-4316</p> <p>社会資本整備総合交付金事業等の国庫補助事業においては、国の交付申請等要領などに基づいて、県に交付申請書等を提出いただき、県では本庁と出先機関で役割分担をして、その審査等を行っていることから、出先機関経由についてご理解とご協力をいただいているところです。</p> <p>これまででも、一部文書の経由を不要とし、事務の軽減化を図ってきているところではありますが、再度ご意見をいただきましたことから、具体的な課題について市町村の意見を伺い、必要と考えられるものについては、市町村事務の軽減化に向け検討してまいります。</p>

【警察本部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
11	<p>交通規制権限の県公安委員会から警察署長への移譲</p> <p><問題点> 県公安委員会の交通規制の権限について、各警察署から交通規制に関する設置要望等により公安委員会で許可している状況であり、市及び市民からの強い要望等に関してはなかなかすぐに対応していただけない状況と見受けられる。</p> <p><要望等> 交差点等における「一時停止」「止まれ」「徐行」等の標識及び路面標示などの軽微な交通規制の権限について、警察署長へ移譲していただくことを強く要望します。</p>	<p>警察本部交通規制課 連絡先:029-301-0110</p> <p>道路交通法第4条第1項において、都道府県公安委員会は、 ○道路における危険防止 ○交通の安全と円滑 ○交通公害その他の道路の交通に起因する障害の防止 をするため必要があるときは、信号機又は道路標識等を設置して交通規制をすることができると定められています。</p> <p>また、公安委員会は、道路交通法第5条第1項の規定により、道路交通法施行令で定める交通規制のうち、適用期間が1か月を超えない交通規制を警察署長に行わせることができると定めています。</p> <p>交通規制の権限については、道路交通法で定められていますので、規制の種類に係わらず1か月を超える交通規制を警察署長に委任することはできないのです。</p> <p>なお、公安委員会の交通規制を行う場合は、警察署等からの上申に基づき道路構造、交通環境等の現地調査や交通事故発生状況等の基礎調査を迅速に実施した上で、これらの結果を総合的に検討して必要性があると認めた場合に公安委員会の意思決定を得ております。</p> <p>さらに、公安委員会の意思決定に基づき、道路標識・標示を設置しておりますが、入札から道路標識等の設置完了までには、一定の期間が必要となります。</p> <p>今後とも、上申等を受理した場合は出来る限り迅速に基礎調査等を実施いたしますので、市町村においても、住民の要望や道路計画について警察署と緊密に連携してできるだけ早期の協議をお願いいたします。</p>